

参 考 资 料

1 地域ケア体制整備構想策定のための体制

○ 策定体制

地域ケア体制整備構想の策定にあたり、平成19年11月13日に「石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会」を設置し、幅広い視点や専門的な観点からご意見、ご提言をいただきました。

○ 策定までの経緯

年 月 日	内 容
平成19年11月13日（火）	第1回石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア体制整備構想の概要について ・地域ケア体制の現状と高齢者数等の将来推計 ・「療養病床アンケート調査」結果概要 ・地域ケア体制整備構想の体系 ・今後のスケジュール
平成19年12月21日（金）	第2回石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア体制整備構想の基本理念 ・地域ケア体制の将来像 など
平成20年 2月12日（火）	第3回石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・石川県地域ケア体制整備構想（案）について
平成20年 2月14日（木） ～ 2月28日（木）	パブリックコメント（意見公募）の実施
平成20年 3月21日（金）	第4回石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・石川県地域ケア体制整備構想（最終案）について

石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会設置要綱

1 設置目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域ケア体制の整備を目的とした「石川県地域ケア体制整備構想」を策定するため、石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討事項

「石川県地域ケア体制整備構想」の策定に関すること

3 組織等

- (1) 検討委員会は、委員16名以内で組織する。
- (2) 検討委員会は、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、住民代表、市町代表等をもって構成する。
- (3) 委員の互選により委員長を置く。また、委員長は、会議の議長となる。
- (4) 検討委員会の事務局は、石川県健康福祉部長寿社会課に置く。

4 任 期

委員の任期は、検討委員会終了までとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月13日から施行する。

石川県地域ケア体制整備構想策定検討委員会委員名簿

役 職 名	氏 名
認知症の人と家族の会石川県支部世話人代表	井 沢 恵美子
石川県有床診療所協議会会長	加 藤 日出治
石川県医師会副会長	加 藤 義 博
石川県病院協会会長	菊 地 誠
石川県老人保健施設協議会会長	北 中 勇
石川県老人福祉施設協議会会長	久 藤 妙 子
石川県医師会会長	小 森 貴
石川県介護福祉士会会長	外 丸 妙 美
能登町健康福祉課長	中 口 憲 治
石川県介護支援専門員協会副会長	西 啓 子
石川県社会福祉協議会専務理事	濱 名 久 司
石川県老人クラブ連合会会長	久 安 良 光
金沢医科大学教授	○ 山 口 昌 夫
金沢大学教授	横 山 壽 一
金沢市福祉健康局長	横 山 外茂二
石川県看護協会会長	和田出 静 子

委員数 16名 ○：委員長

(五十音順、敬称略)

2 介護保険サービスの概要

○ 施設・居住系サービス

① 施設サービス

種 別	概 要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上のお世話や機能訓練等を行う施設です。
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリテーションや看護を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき看護や医学的管理の下における介護・機能訓練その他の必要な医療、日常生活上のお世話をし、入所者の介護度の改善と居宅における生活への復帰を目指す施設です。
介護療養型医療施設	病状が安定している長期療養患者であって、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者等に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理や看護、医学的管理の下における介護・機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をします。

② 居住系サービス

種 別	概 要
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が 5～9 人で共同生活を行う住居(認知症高齢者グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等に入居している要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	定員 29 人以下の入居者が要介護者と配偶者に限られるケアハウスや有料老人ホーム、養護老人ホーム等に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。
介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症高齢者グループホームにおいて、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者に対し、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練、療養上の支援を行います。

○ 在宅サービス

(1) 介護サービス

① 居宅サービス

種 別	概 要
訪 問 介 護	ホームヘルパーが家庭に訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。
訪 問 入 浴 介 護	浴槽を積んだ入浴車により、家庭を訪問し、自宅での入浴をお手伝いします。
訪 問 看 護	看護師などが家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づき診療上のお世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士などが家庭を訪問し、心身の機能の維持回復を図るためのリハビリテーションを行います。
居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師などが家庭に訪問して、療養上の管理や指導を行います。
通 所 介 護 (デ イ サービス)	日中、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。
通所リハビリテーション (デ イ ケ ア)	日中、デイケアセンターにおいて、理学療法士や作業療法士などによる心身の機能の維持回復を図るためのリハビリテーションを行います。
短 期 入 所 生 活 介 護	特別養護老人ホームや短期入所施設などに短期入所し、その施設で入浴、排せつ、食事等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。
短 期 入 所 療 養 介 護	介護老人保健施設や療養病床を有する医療機関に短期入所し、その施設で看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上のお世話を行います。
福 祉 用 具 貸 与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸し出します。
特 定 福 祉 用 具 販 売	入浴や排せつのための福祉用具の購入費を支給します。

② 地域密着型サービス

種 別	概 要
夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に対し、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の日常生活上のお世話や機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問介護や泊まりのサービスを組合わせたサービスを行います。

③ 住宅改修

種 別	概 要
住 宅 改 修	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費を支給します。

④ 居宅介護支援

種 別	概 要
居 宅 介 護 支 援	在宅の要介護者が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画(サービスの種類、内容等)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整を行います。

(2) 介護予防サービス

① 介護予防サービス

種 別	概 要
介 護 予 防 訪 問 介 護	利用者が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉サービスなどの代替サービスが利用できない場合に、ホームヘルパーが家庭に訪問して、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護その他生活全般にわたる支援を行います。
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	浴槽を積んだ入浴車により、家庭を訪問し、自立した日常生活を営むことができるよう自宅での入浴の支援を行います。
介 護 予 防 訪 問 看 護	看護師などが家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づき、介護予防を目的とした診療上のお世話や診療の補助を行います。
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図るための短期集中的なリハビリテーションを行います。
介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師などが家庭に訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
介 護 予 防 通 所 介 護	日中、デイサービスセンターにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練等を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティ)も行います。
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	日中、デイケアセンターなどにおいて、理学療法士などが心身の機能の維持回復を図るためのリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を行います。
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	特別養護老人ホームや短期入所施設などに短期入所し、その施設で介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	介護老人保健施設や療養病床を有する医療機関に短期入所し、その施設で看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を行います。
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	歩行器や歩行補助つえなどの介護予防に役立つ福祉用具を貸し出します。
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	入浴や排せつのための福祉用具の購入費を支給します。

② 介護予防地域密着型サービス

種 別	概 要
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者に対し、日中、デイサービスセンターにおいて、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防を目的として通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問介護や泊まりのサービスを組合わせたサービスを行います。

③ 介護予防住宅改修

種 別	概 要
介護予防住宅改修	在宅の要支援者について手すりの取付けや段差解消などの住宅改修費を支給します。

④ 介護予防支援

種 別	概 要
介護予防支援	在宅の要支援者が体の状態の維持・改善を目指し、介護予防サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて、介護予防サービス計画(サービスの種類、内容等)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整を行います。